東吾妻 水 だより

Vol.22

■問い合わせ先　上下水道課

水道に関する工事があるときは

水道に関する工事は、町の指定を受けた給水装置工事事業者が行わないと違反工事となりますので、ご注意ください。
（例：漏水が発生し、指定外の事業者で修理等を行った場合、減免等の特例が適用されません。）
指定事業者は、右記の二次元コード、水だよりVol.19（広報ひがしあがつま4月号）、町ホームページをご確認または、町上下水道課までご連絡ください。以下によくある事例と対応方法を紹介します。

工事事業者
二次元コード

●家を建て、水道を新たに引く

東吾妻町の指定を受けた給水装置工事事業者に依頼し、工事を行ってください。その際、分担金を町に納めてください。
※土地に初めて水道を引くときは納付が必要です。工事費は別途となります。

●家の水道に関する工事など（漏水など）

東吾妻町の指定を受けた給水装置工事事業者に依頼し、修理等の工事を行ってください。

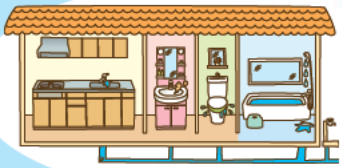

●家を取り壊したり、水道施設を移動したりする

家の取り壊しに際し、水道を使用することがなくなった場合は、漏水トラブルを防ぐためにも東吾妻町の指定を受けた給水装置工事事業者に依頼して、給水装置等の撤去工事を行ってください。（工事費は自己負担）
なお、水道メーターは町の持ち物ですので返却をお願いします。
水道施設を残す場合は、休止の申請をしてください。
休止の申請がない場合は、料金が発生します。

家を取り壊したり、水道施設を移動させたりする場合は、役場上下水道課までご連絡ください。

水道メーターの交換にご協力ください

水道のメーターは計量法に基づき、8年で検定有効期間の満了を迎えます。そのため有効期間満了前に交換しなければなりません。交換の対象となるご家庭や事業所などには、事前に「水道メーター交換のお知らせ」を配布しています。取り替え作業は、町指定給水装置工事事業者が訪問し交換します。

費用　無料

交換作業　作業時に立ち会いをお願いすることはありませんが、敷地内に立ち入り、作業を行います。また、一時的に断水となります。留守の場合でも交換作業を行うことがありますのでご了承ください。

お願い　交換作業の支障となるおそれがありますので、メーターボックスの上に物を置いたりしないでください。

詐欺にご注意ください！

職員や業者を装い、「メーター交換」や「排水設備の点検・清掃」の料金を請求する詐欺や悪質商法などが発生していますのでご注意ください。
不審に思ったり、不明な点がありましたら役場上下水道課までご連絡ください。

■ご連絡・問い合わせ先
上下水道課　☎ 76-4010